

計量行政審議会基本部会（平成28年度第3回）

議事録

日時：平成28年7月29日（金曜日） 10時00分～11時15分

場所：経済産業省別館1階101-2・103・105共用会議室

議題：

1. 今後の答申のとりまとめの進め方について
2. 答申（案）の審議
3. その他

[配布資料]

資料1-1 答申のとりまとめの今後の進め方

資料1-2 基本部会（平成28年度第2回）でなされた意見

資料2-1 「今後の計量行政の在り方—次なる10年に向けて—」（案）
（計量行政審議会 答申（案））

資料2-2 「今後の計量行政の在り方—次なる10年に向けて—」概要

[配布資料（参考資料）]

参考資料1 委員名簿

参考資料2 計量制度の概要（参考）（基本部会（平成28年度第1回）資料）

出席者

[部会長]

高増 潔 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授

[委員]

一村 信吾 国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授

大谷 進 日本電気計器検定所理事長

葛西 光子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事

片桐 拓朗 一般財団法人日本品質保証機構理事

金澤 秀子 慶応義塾大学薬学部教授

河村 真紀子 主婦連合会事務局長

不破 由晃 電気事業連合会工務部副部長（木戸 啓人 委員代理）

黒田 道子 東京工科大学名誉教授

小林 雄志 一般社団法人日本計量振興協会推進部部長

高辻 利之 国立研究開発法人産業技術総合研究所計量標準総合センター
工学計測標準研究部門研究部門長

瀧田 誠治 一般社団法人日本電気計測器工業会技術・標準部部長

田中 正廣 一般社団法人日本環境測定分析協会会長

田中 康之 一般社団法人日本計量機器工業連合会理事

戸谷 嘉孝 東京都計量検定所所長

山崎 京子 独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター次長

(敬称略)

○吉岡計量行政室長　　おはようございます。少しお時間より早いのですが、委員の皆様おそろいですので、ただいまから平成28年度第3回計量行政審議会基本部会を開催させていただきます。私は、事務局を務めさせていただきます経済産業省計量行政室長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の部会は、開催に必要な定員数を満たしております。基本部会は計量法施行規則第110条第1項及び第6項の規定に基づき成立していることをご報告申し上げます。

委員及び関係者の皆様におかれましてはご多忙のところをご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本部会につきましては公開で行います。写真撮影は議事に入る前と、今回につきましては議事の後に時間を設けることを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日の基本部会はメインテーブルの皆様におかれましてはお手元に配布してございますiPadにて資料をご用意させていただいておりますので、iPadにて本日は資料をもらっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、参考資料1に基づきまして委員の紹介を進めさせていただきます。本日は大友委員と木戸委員がご所用によりご欠席となっております。木戸委員におかれましては代理といたしまして、電気事業連合会工務部副部長の不破様にご出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますので、恐れ入りますが、写真撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はご遠慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては高増部会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○高増部会長　　梅雨は明けたそうですけれども、とても暑くなった中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、議事に入らせていただきます。今回は基本部会としては第3回目で最後となることを予定しております。時間は2時間を予定していますが、効率的に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本議会の議事は、議事、配布資料、議事録は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、まず配布資料の確認から行いたいと思います。では、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○岩館計量行政室員　それでは、事務局から配布資料の説明を差し上げます。

本日の配布資料につきましては前回同様、お手元のiPadにて各自ご参照をお願いいたします。資料の切り替えにつきましては画面左上の「完了」という部分を押しただけければそれぞれの資料をご参照いただくことができます。

資料につきまして、まず資料1-1「答申のとりまとめの今後の進め方」、資料1-2「基本部会（平成28年度第2回）でなされた意見」、資料2-1「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一答申（案）」、資料2-2、計量審議会答申の概要となります。参考資料につきましては、参考資料1「委員・出席者名簿」、参考資料2「計量制度の概要（参考）」となります。

事務局からの配布資料の確認は以上でございます。

○高増部会長　ありがとうございました。

それでは、議題1「今後の答申のとりまとめの進め方について」から行いたいと思います。

まず資料1-1「答申のとりまとめの今後の進め方」及び資料1-2「基本部会（平成28年度第2回）でなされた意見」について、事務局から説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐　では、事務局より資料1-1及び資料1-2の説明をさせていただきます。資料につきましては、まず資料1-1をご参照いただけますようお願いいたします。

資料1-1につきましては「答申のとりまとめの今後の進め方」ということで、今後のとりまとめのスケジュールにつきまして記載をしております。こちらにつきましては前回の基本部会でもご説明を差し上げましたとおりでございます。計量行政審議会が8月8日に開催されまして、本日、基本部会にてご審議をいただく答申（案）につきまして、8月8日の計量行政審議会にて審議をし、議決をすることを予定しております。その後にパブリックコメントとして30日間、パブリックコメントの募集期間を経た後に答申といたします。

今回は2.の下のところ、「答申のとりまとめの進め方」のところでございますが、第3回基本部会では基本部会でのとりまとめとしての審議となります。答申（案）をご了承いただいた場合は計量行政審議会にて審議をすることとなりますが、基本的には本日、例えば答申（案）の記載につきましてもこの場でご審議をいただいて、この場で決めるということとなりますが、万が一、追記等また必要になりました場合は部会長に扱いを一任していただくこととなります。その後にパブリックコメント制度（意見公募手続制度）によりま

して広く国民の皆様にご意見を募ることといたします。こちらの意見募集の結果等につきましては、各委員に電子メールにて連絡をいたします。具体的にはホームページで、もちろん募集につきましてもそうですが、結果につきましても公表されますので、こちらに掲載されましたというお知らせを各委員の皆様には電子メールでご連絡を差し上げます。パブリックコメントを経た答申につきましては計量行政審議会の答申として経済産業大臣へ提出するとともに、経産省ホームページにて公表することといたします。こちらが資料1-1の今後の進め方の説明でございます。

あわせて資料1-2をご参照いただけますようお願いいたします。こちらにつきましては前回、7月6日にご議論いただきました第2回基本部会におきまして各委員の皆様からいただきました論点に関する意見をまとめたものでございます。前回の基本部会におきましてはそれぞれの論点につきまして割と詳細なご意見も含めていただいたと認識しております。こちらでご説明差し上げるというよりは後ほど答申の案の説明をさせていただきますので、こちらの中で内容につきましては詳しく触れたいと考えております。

済みません、あと1点だけ記載ぶりの修正をさせていただきたいと考えております。5ページになりますが、計量証明事業の3つ目の○のところでございますが、「3年に一度の計量証明検査を確実にしている自治体や、自体が行わずにJQAの出向における検定を」という記載がありますが、ここは「出向」ではなくて「都道府県への出張検査」ということとでございますので、こちらにつきましては適切に修正をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

では、ただいま事務局から説明がありました資料1-1と資料1-2なのですが、何かご問題とかご意見はございますでしょうか。資料1-1は従来からある今後の進め方です。資料1-2は前回の意見のまとめです。よろしいでしょうか。

では、続きまして、本日の中心的な課題ですけれども、資料2-1、計量行政審議会の答申について審議を進めたいと思います。前回は、前回の案について議論を行いました。その結果、それからその後いただいた意見について反映した案を用意していただきました。ですから、前回以降、ご意見をいただいたところを中心に説明をしていただいて、それについて議論をいただきたいと思っておりますけれども、それ以外のことも含めて一般的な議論、それから答申を、きょうは基本的には決めたいと思っているので書きぶりについてのご意見などもいただきたいと思っております。従来からあるようにこの答申（案）は3つの部分に分

かれてつくっておりますので、前回と同じように3つの部分に区切って説明をしていただき、そして議論をするというふうに進めさせていただきたいと思います。

では、資料2-1の1章までについて、資料2-2とあわせて、資料2-2は答申の概要ですが、これを含めてまず事務局のほうから説明をいただきたいと思います。

○田中計量行政室室長補佐 事務局から資料2-1と資料2-2について説明をさせていただきます。

まず資料2-2からご説明を差し上げたいと思います。資料2-2をご参照いただけますようお願いいたします。こちらにつきましては答申（案）の、また答申の概要として答申の内容をまとめたものになっております。基本的には答申に記載してある内容をまとめているものですので、この概要に新しい内容が入っているわけではございません。ただ、概要として数ページにまとめたものを作成しております。こちらにつきましては3つの視点で答申をまとめておりますということが1ページにまず記載をされておまして、2ページからは概要といたしまして21の論点、これが答申のもととなっているものがございまして、こちらにつきましてはそれぞれ短期的取組と中長期的取組をまとめたものとなっております。基本的には答申の内容をそのまま入れているのですけれども、もう少し書きぶりにつきましては事務局のほうで簡素にした形にしてこの短期的取組、中長期的取組に記載しております。特に短期的取組で速やかに見直しを実施するものにつきましては赤の太字で記載しております。また中長期的取組などの文章の後に括弧で例えば国ですとか、例えば計量士団体と記載してあるのは、ここに記載されている団体が行うことという意味合いでそれぞれまとめております。こちらにつきましては、視点1、視点2、視点3ごとにまとめたものとなっております。こちらにつきましては、それぞれの視点の質疑応答のときにもし対応する視点につきましてはご意見等がございましたら適宜いただければ幸いです。資料2-2につきましては以上でございます。

続きまして、資料2-1の答申（案）の審議に移りたいと思います。答申（案）の内容につきましては、前回までと重複いたしますので、特に今回、修正をさせていただいた部分について説明をさせていただきます。今回につきましては前回、7月6日の基本部会にご議論いただいた内容で、それを踏まえて事務局で修正して一度電子メールで委員の皆様には意見照会を差し上げております。そちらにつきましても様々ご意見をいただいておりますので、それをなるべく反映させた内容としております。その2点、基本部会を受けての修正とメールでの意見照会を受けての修正ということで説明をさせていただきます。

まず目次からなのですけれども、目次の第3章の2つ目ですが、「特定計量器の使用等に関する運用」ということで、ここはご意見を踏まえて若干タイトルを修正しておりますので、お知らせをいたします。

次に、2ページからが型式承認制度になりますが、こちらにつきましては大きい修正は特段いたしておりません。一部、語句の注釈を修正しておりますが、大きな方向性の修正は特段ございません。

5ページからが検定制（指定検定機関）になりますが、こちらにつきましては詳しくは6ページ、7ページに若干修正をしております。1点目が5ページから続く6ページの①のところの最後の段落なのですけれども、「こうした中」以降の文章でございますけれども、前回の基本部会で、やはり地方自治体の業務を補完することを目的としている。こういうものは都道府県が検定を実施している特定計量器を中心に考えているものではないかというご意見がございましたので、「都道府県が検定を実施している特定計量器を主として」という語句を追加をしております。

あわせて7ページにつきましても、これも前回の基本部会でご指摘いただいた内容ですが、ISOの話ですが、ISO17020の中に例として附属書のタイプAがあるということで、こちらにつきましても7ページの5行目になりますが、附属書のタイプAということで詳しく記載をしております。

検定制につきましては以上でございます。

7ページからは指定製造事業者制度になりますが、こちらにつきましては特段大きい修正はございません。

続きまして、10ページからが計量士の活用になります。こちらにつきましては11ページになります。こちらは方向性ではないのですけれども、前回、例えば計量団体や計量士団体など、いろいろ団体の定義が出てきてやや紛らわしいというご意見もありましたので、11ページの6行目に計量団体の定義を記載しております。「計量士や計量器団体、計量証明等、計量に携わる民間の団体」ということで、こちらを「計量団体」というという定義を追加しております。

続きまして、12ページからの「適正計量管理事業所制度」につきましては、前回、7月6日のものから大きな修正はいたしておりません。

15ページからは「計量器の精度を確保する基準器検査」ということになりますが、ここは前回の基本部会でもご指摘があったところでございますので、16ページの「具体的な見

直しの方向性」という枠囲みがございます。前回、この基準器精度のお話でも2つの項目の話が若干混同したところがございますので、ここを整理して記載をしております。具体的な見直しの方向性といたしましては、「基準器の精度を保証する基準器検査はJCSS校正証明書の活用を促進させるため、特定計量器毎の分野におけるJCSSの普及状況及び事業者ニーズに応じ、中長期的に技術基準及び運用の見直しを進める。」の中で短期的取組と中長期的取組をそれぞれ記載をさせていただいております。またあわせまして③の「見直しに当たり整備する要件」の2つ目の○ですが、海外の事業者についても、この書きぶりもご指摘がありましたので、こちらにつきましても検討を行いまして、記載を若干補足する形の追記を行っております。

第1章につきましては以上でございます。

○高増部会長 では、ただいま事務局から説明がありました第1章の各項目についてご意見とかご質問とかがあればいただきたいと思います。ご自由に発言していただければと思います。ありがとうございます。

今の事務局の説明は前回からの修正点を中心でしたが、ほかの点でも構いませんので、ご指摘されることがあればお願いいたします。

○田中（康）委員 前向きな内容に心から感謝申し上げます。この内容でぜひ進めたいと思います。また、繰り返しにはなりますが、電磁環境試験装置等、多くの民間企業が所有していない試験機などは、JQA等のテストングラボの試験結果等を使用できるようにして頂けるよう、改めてお願いを申し上げます。○高増部会長 ありがとうございます。まあ、電磁関係はルールなどときどき、だんだん変わったり拡大されたりしているので、やはりなかなかすべての機関が対応するというのは難しいということだと思います。これはご指摘ということだけで構わないですか。

○田中（康）委員 はい。

○高増部会長 ありがとうございます。

ほかに何か、書きぶりとか図の問題とか、細かい点でも結構なのですけれども、何かございますでしょうか。

片桐さん。

○片桐委員 細かい点なのですが、6ページ目の下の注釈の8番に器差検定の説明文があるのですけれども、ここに「都道府県で実施している型式承認表示の一致、表記事項の確認」の他に「個々に定める性能」と呼ばれている器差以外の項目が計量器によってはあ

と思うのですけれども、それが含まれているという意味でよろしいですか、若干記述が不足の気がするのですけれども。

○関野計量行政室室長補佐 「等」に含まれている理解でおります。全てをここに書けないのでこのように記載させていただいております。どうしても必要だということであれば記載しても構わないのですけれども。

○片桐委員 皆さんが理解できていれば全然問題ないと思います。

それと7ページ目、これもちょっと質問なのですけれども、下から2番目にIS09002番の1997年版とあるのですけれども、これは平成5年に制定されているので参照したのはそれより前の版ではないかという気がするのですが、そこはいかがでしょうか。

○高増部会長 どうですか。

○片桐委員 後でちょっとご確認いただいて。

○関野計量行政室室長補佐 確認させていただきます。確認はしたのですけれども、改めて確認して、必要があれば修正させていただきたいと思います。

○高増部会長 ご指摘、どうもありがとうございます。6ページの注記8はそういう理解でよろしいということでしょうか。

では、7ページのほうは確認していただいて、必要ならばもっと前のかもしれないので、修正したいと思います。ありがとうございます。

ほかに何か、よろしいでしょうか。

ちょっと私から、資料2-2なのですけれども、とてもよくできていると個人的には思っていて、いろいろところで、最終的に答申が決まったらまた少し修正があるのだと思いますけれども、ここでやりたいことの説明には使えるので、ぜひいろいろ活用できたらなと思っております。ありがとうございます。

また最後に全体についてのご意見があればお伺いしたいと思いますけれども、1章に関してはよろしいでしょうか。

<意見なし>

○高増部会長 では、引き続きまして第2章のほうの議論をしたいと思います。では、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 事務局から第2章について説明を差し上げます。ページ数は17ページからになります。

こちらがまずIoT、特にスマートメーターの議論ということで、これは前回の基本部会

でもさまざまご意見をいただいたところでございます。まず1点目でございますが、これは記載についてですが、17ページの②の「具体的な見直しの方向性」の四角囲みの一番下の行なのですけれども、「短期的取組」のところ、これまで「ニーズ、課題は計量器ごとに状況が異なることから、計量器団体を中心に速やかに共通の課題を抽出する」という記載にしておりましたが、その共通の課題を抽出する前に、やはり関係各業界も含めてまずは個別のニーズ及び課題の抽出を行う。その抽出をもって共通の課題があればそれを抽出するのではないかとのご意見をいただいておりますので、ここはその旨の追記をいたしておりますというのが1点でございます。

次に記載ぶりでございますと③につきましては「見直しに当たり前提とする条件」でございますが、まず2つ目の○で、前回、競争領域と協調領域につきましてご指摘、ご質問がございました。こちらにつきましては括弧書きでそれぞれ説明の記載をしております。競争領域につきましては「製造事業者及び使用者の競争に委ねるべき分野」ということです。協調領域につきましては「基準によってコストダウンや使用者の利便性が高まる分野」というところで補足をしております。次に3つ目の○、これはこの○の文章ごと追記したものののですけれども、やはりこれの問題を検討するに当たって、既に導入が進展している技術、例えば既存のスマートメーターでございますが、その整合にも配慮することが望ましいのではないかとというようなご指摘がありましたので、ここは入れさせていただきます。

あと下の図でございますが、こちらにつきましては前回、この図につきましても様々ご意見をいただいております。こちらにつきましては、実は今回修正を行っております。1つ目の大きな違いといたしましては、こちらの、特に右側の図ですね、今は「ニーズの例」というふうに記載をしておりますが、これはあくまで例でございますというところの図にしております。いろいろなIoTの技術革新がありまして、またその対応が必要であるという中での1つの今後、考えられる例であろうというところで記載をしております。また全体的な第1回目からの議論の中で、やはりこの計量制度での議論というのは計量器の精度ですとか計量結果の信頼性の確保に焦点を絞るべきであろうというご意見を多くいただいております。そのように文章でも記載をしておりますが、やはりこの図でも、消費者の皆様はスマートメーターをまずごらんいただくというところの矢印の向きですとかそういう図にしておりまして、やはり検討の中でも赤字で記載をしておりますが、例えば封印や計量表示部の取扱い等に関する検討ですとか、そういったものを行うという整理をこの図で

いたしております。こちらがIoTについての修正の点になります。

次に19ページからのⅡ番の「特定計量器への追加」につきましては、大きな修正は自動はかりと水素ディスペンサーとも特段いたしておりません。基本的には第2回でご提示した答申（案）とほぼ同じ内容ということになっております。

事務局からは以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

では、2章につきましてやはり同じようにご意見とかご指摘をいただきたいと思います。どうでしょうか。特にスマートメーター関係については前回もいろいろご意見をいただきましたので、それに対応した修正が幾つかされていますが、どうでしょうか。

どうぞ。

○瀧田委員　　1点だけご確認したいのですけれども、書きぶりの中で、17ページのところで計量器にICタグやQRコードを組み込むことにより云々かんぬんということで、例えばビッグデータとしての活用も大いに期待されるとか、IoTの進展の加速と云々かんぬんということで、積極的な検討を行うべきであるというような書きぶりになっていて、その18ページの③の一番最後のところに「ICタグ等を構造基準に義務づけることは、規制強化となり、規制の必要性や費用対効果の観点から現時点では現実的ではない。」というようなことをうたっているのですけれども、やったほうがいいよねといっているながら、まあ現実は無理だよねというふうな、最後、締めみたいになっているので、これはできれば外していただくのが一番いいのかなと思うのですけれども、特に何か書かなければいけないことというのはあるのですか。

○高増部会長　　それは前のほうの話ですか、最後。

○瀧田委員　　前のほうの書きぶりは、これは非常に積極的な書きぶりです問題ないというか、いい方向で行っているのかなと思うのですけれども、③の「見直しに当たり前提となる条件」のところに、こういうことをやろうとしても、ICタグ等を義務づけるとかいろいろなことやろうとするとちょっと現実的でないよねというような書き方が出てくると何となく進みにくいというか、進みにくいのかなという気がするのですけれども、何でここを入れなければいけないのかなということで、入れた理由等を含めてお伺いしたいのですけれども。

○関野計量行政室室長補佐　事務局から回答させていただきます。ご指摘ありがとうございます。これは経緯を多少申し上げさせていただきますと、当初、業界団体の皆様方か

らは、これを技術基準として規制に入れて欲しいというご要望を承っております。それで、ここに記載させて頂きましたように技術基準にしてしまうと規制になってしまうので、現時点では時期尚早かなと、現実的ではないかなと考えてございます。さはさりながら、中長期的な取組み、としては、四角囲みの「具体的な見直しの方向性」の「(2) ICタグを導入した計量法の運用履歴等の把握」にあるように、まずは計量器団体を中心とする自主的取組によってガイドラインとか業界基準の作成を実施し、こういった取組みが普及して、これはいろいろなアイデアが民間企業の中であろうかと思imasるので、そういったものがバラバラになってしまうと一方でメーカー間のばらつきだとか使用者に誤解を招くといったことがございますので、まずは業界団体を中心として自主的な取組をしていただいた上で、やはり技術基準として導入すべきだろうという機運が醸成されましたら技術基準に導入することも検討の視野に入ってくるということで、今の案になっているという次第でございます。

○瀧田委員 再度ご質問なのですけれども、今義務づけるというのは非常に問題があるというのは、これはわかるので、現時点では現実的ではないが、今後、検討を進めていくとか、何かそういうスタンスだとわかるのですけれども、現実的ではないと体言止めでとめて、もう何となくここでというのもちょっと、いまいち違うのかなというふうに思ったのですけれども。

○吉岡計量行政室長 前向きなご意見、ありがとうございます。このところは我々としても、現時点ではそういうふう考えているところではあるのですけれども、今後に向けてもう少し前向きに検討していけるように書きぶりは少し考えたいと思います。

○高増部会長 ありがとうございます。私も今読んでみてそう感じましたね。やはりちょっと書き方が、例えば「現時点では」が先にあればまだあれなのだけれども、最後にだけあると、でも何となく本当は導入したいのだけれどもという気持ちがちらっとみえてるのはわかるのですけれども、この書きぶりは少し検討して、私のほうで最終的に確認させていただきたいと思います。

○瀧田委員 お願いします。

○高増部会長 どうもありがとうございます。

河村さん。

○河村委員 場所的には今と同じところなのですけれども、質問と意見なのですが、要するに技術基準には組み込まないし、ねばならないということにはならないわけですね、

ICタグのことですが。逆にいうと、ねばならないわけではないけれども、導入することは民間が自由にしようと思えばできるということでございますよね。

○吉岡計量行政室長 はい。

○河村委員 そうだとしますと、このページの③のところにも書いているように、いろいろな個人情報とかプライバシーとかの問題が関係してくる、この前のページからの流れがあるのですけれども、ICタグやQRコードの組み込みで運用履歴だけではなくビッグデータとしての活用を大いに期待されるという、期待されるということで今、盛り上がっているわけです。しかしながら基準に組み込まないということから、四角の中の中長期的取組のICタグのところは何かチェックがなされないというか、消費者側からみると、その上のところには消費者団体も参画する検討の場を設けとなっているのですが、下は業界が自由にやりなさい的になっているように読めます。ICタグからどのような履歴以外のものをとるかとか、そういうことの検討に、そもそもデータをとられる側である消費者の参画がどこにも書いていなくて、自由な取組をして、いずれ考えましようという感じになっているようにみえるので、そのあたりが気になります。先ほど盛り上がっていたご意見とは少し違うネガティブな意見かもしれませんが、そこにちゃんと消費者側の意見が反映される形でICタグなどのデータ収集の仕組みが決められていくということを求めたいと思います。

○高増部会長 ありがとうございます。

どうですか、事務局のほうから。

○田中計量行政室室長補佐 ご意見、ありがとうございます。まず1点なのですが、こちらのICタグにつきましては、主に計量法の運用履歴ということでございます、例えば検定や定期検査、修理など、その運用の履歴ということになります。ですので、ある意味いわゆる計量法の中で何か検定などの検査を受けたかどうかのデータが活用することが期待されるということになります。ご意見をいただきました内容につきましてはここに記載として入れるように検討いたします。

○高増部会長 ありがとうございます。多分スマートメーターをインターネットで使うというようなビッグデータ寄りの話とICタグの話は多分ちょっと違っている感じで、ICタグはどちらかというと計量器を管理する側の使い方を今想定しているのでは。

○河村委員 「ICタグやQRコード」という言及が17ページの四角の上の段落ぐらいいあって、そこの最後が、「運用履歴だけでなくビッグデータとしての活用も大いに期待される」となっているのですね。ご説明はすごくわかるのですが、この間からそうなのですが、

そこは関係ないのですよといいながら、今、何のルールも設定されていない中で、今おっしゃったような計量法的な情報だけでなく、こんな使い方もできる、あんな使い方もできるというような将来の可能性が期待されている。今のお答えでいうならば、むしろここにビッグデータなどと書かない方が計量の話に限定されて逆にいいと思っております。ビッグデータと書くのであれば、そこがノーチェックなところでルールもない中で、これもできる仕様ですみたくはなっていくのは不安ですという意味です。

○高増部会長　　ありがとうございました。

○関野計量行政室室長補佐　　ご意見、ありがとうございます。私どもとしましては一次的には計量法なのですけれども、委員のご指摘のように副二次的にそういったご懸念というのは当然あり得ると思いますので、ご指摘のとおり、中長期的取組のところに、当然のことながらこの自主的な取組には計量法の運用上のことに限定されるものなのですけれども、副二次的なおそれの観点から、ここに消費者団体の方のご意見も踏まえるというような趣旨の記載ぶりの変更をさせていただければと思っております。

○高増部会長　　わかりました。ということなので、その確認については私のほうに一任していただければと思います。よろしいでしょうか。

○河村委員　　はい。

○高増部会長　　では、ほかに何かご意見、一村先生。

○一村委員　　今の論点と同じところになる18ページなのですけれども、先ほどから前半のほうでは非常に積極的で後半のほうで控え目というときの関係する記述として、③の「見直しに当たり前提となる条件」というのがあります。ほかのところはすべて「見直しに当たり整備する要件」とかになっているところが今回だけ「前提」ということで、検討まで行かないもう一つ前段階の印象を与えてしまうので、その「見直しに当たり検討すべき条件」とか、少し前向きに進めたような言葉が使われるほうが印象としては積極性もアピールできるのではないかと思います。

○吉岡計量行政室長　　そのところは適切な言葉になるように少し検討して書き加えたいと思います。

○高増部会長　　ここだけが「前提」になっているということですか、済みません。これらもどう直すかについては私のほうでチェックしたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何かございますでしょうか。あと特定計量器、自動はかりのところと水素ディスプレイのところは前回からほとんど変えていないのですけれども、これについても特に

ご意見はよろしいでしょうか。

<意見なし>

○高増部会長 では、引き続き進めてよろしいでしょうか。

では、資料2-1の3章と「おわりに」のところについて、やはり事務局からの説明をお願いいたします。

○田中計量行政室室長補佐 それでは、第3章の説明をさせていただきます。ページ数は24ページからになります。まず24ページからは「計量証明事業」についての記載でございます。こちらにつきましては前回の基本部会でもご意見をいただきました短期的取組と中長期的取組の話でございますが、まずはこちら、計量証明事業の登録に必要な設備、これを「最低設備」と記載をしておりますが、技術的要件の整理やガイドラインの制定に向けた検討、これは前は中長期的取組に記載をしていたのですけれども、短期的取組としてまずは着手はできるのではないかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、今回、短期的取組の中で2つ目の○になりますが、記載をしております。同様の修正を26ページの計量証明検査のほうでも行っております。こちらにつきましては若干記載ぶりを全体的に具体的な見直しの方向性につきましては修正をしております。こちらでは計量証明検査という3年に1度受ける検査と、あとは実際に例えば都道府県などが計量証明事業者に入立検査を行うものと2つの検査についてそれぞれ記載をしております。両方につきまして、まず関係者の意見を聴取するなど実態の把握に努めるというところは両方共通でございます。計量証明検査につきましては、必要に応じて適切な検査方法を検討すること、立入検査につきましては、指導内容の整理やガイドライン等の制定に向けた検討を開始する。この2つを短期的取組としております。中長期的取組として都道府県の指導のレベルの均一化に努めるというところは従前のおりでございます。

あと「計量証明事業」につきましては、少し戻りますが、24ページから25ページにつきまして、具体的な見直しの方向性というところで文章を記載しております。こちらにつきましても、例えばグローバル化に関する記載ですとかございましたが、若干ご意見を受けて修正を加えております。

次でございますが、27ページからは大きなⅡの「特定計量器の使用等に関する運用」ということでございます。こちらの中でご意見がありましたのが、29ページでございます。

(5)の「検定・定期検査証印等の年号表記及び表示方法の統一」、こちらにつきましては年号表記と表示方法の統一というところでは前回もご議論をいただいたところでござい

ます。短期的取組の中で基準適合証印等の他の証印と統一的に使用者及び消費者にとってわかりやすい、表記方法、かつ、貼付印、これは具体的には貼付シールの意味でございますが、貼付印を認めるべくということで、今回は「原則貼付印」という記載をしておりましたが、「貼付印を認めるべく」という記載をして、従前の打刻と貼付印と両方ございますという記載にしております。またあわせて、その下の「見直しに当たり整備する要件」の2つ目の○でございますが、これも検定済証、実際に検定したときに検定済証という書類を一部の特定計量器に発行されることになるのですけれども、こちらにつきましてもご意見をいただいております。今後、その発行については検討を行う、今後、具体的に決めていきますという記載をしております。

最後に証印のデザインの件につきましては、これもデザインを変えるのでしょうかというご意見等々いただいております。こちらにつきましては、今回、指定検定機関の民間事業者の参入で、民間事業者がより参入されることを期待しておりますので、もしそういった中で証印を新しく制定する必要がある場合は公募によって決定することというふうに記載をしております。

次の論点でございますが、少し修正のあった内容としてはページ数が飛びますが、33ページになります。計量制度の運用ということで、特に自治体における事務の委託ですとか一部事務組合及び広域連合のこの表に関するご指摘等々をいただいております。こちらにつきましては前回の基本部会のご指摘を踏まえて事務局にて修正をしております。

第3章につきましては以上でございます。

○高増部会長　　ありがとうございました。

では、第3章に関してもご意見、ご質問、ご指摘等がございましたらお願いいたします。

○田中（正）委員　　日環協の田中でございます。いろいろご要望を入れていただきまして、ありがとうございます。特に、26ページの②の短期的取組の2つ目の立入検査について、関係者の意見を聴取する云々というところを書き加えてもらったことは本当に助かります。計量証明事業所への立ち入りについて若干補足させていただきます。例えばはかりの立入を一般計量で入られるときは、標準分銅等でそのはかりが正しいかどうかをみることによって、そのはかりではかった数値というのは正しいですよということを確認することが一般計量の立入になります。ところが、環境計量の場合、例えば原子吸光光度計とかガスクロマトグラフィーではかったデータの1.5mg/Lが正しいかどうかというのは、基本的には標準分銅のような標準器はございません。したがって、自治体が環境計量の事業者

に立入した場合に発行している1.5 mg/Lが正しいかどうかということを確認するということは、その入られた行政官がガスクロなり吸光光度計なりの検量線が正しく引かれて、そこから正しいデータが出ているかどうか、そこを見に行くことが環境計量における立入でございます。したがって、今そこまで踏み込める自治体さんはなかなか少なくなってしまったということがありますので、確認をしていただければということでございます。

それからもう一点グローバル化のところで、今回表現を変えさせていただきたいということでご要望を出させていただきました。24ページの「計量証明事業」ですね。中間どころにある「国内市場のみならず、グローバルな視野において今後の進展を見据える必要があります、将来的には我が国の計量事業者が海外に進出できるような戦略を考えることも必要である。」これは基本部会で、グローバル化という議論の中で、どちらかという海外の分析事業者が計量証明書をもっていないけれども、国内にそれと同等のデータを出すことのみが議論された傾向がありまして、そうではなく国内で計量証明している事業者が今度は向こうへ、そのデータをもって有効データにしていくのにはどうすればいいかということもグローバル化の双方ではないかということで入れていただきました。変な話ですけども、環境計量証明書というのは日本語で出したもののみが有効で、英文に変えた時点で環境計量証明ではないのです。そういうことも含め、それではどういうデータが海外で活用できるか、海外の方が国内に出てくることもあるでしょうし、国内のせっかく1200社あるのが海外に出ていく、両方とも検討していくべきではないかということでちょっとご意見をさせていただいたということでございます。

○高増部会長 どうもありがとうございました。2番目にご指摘のあったグローバル化の話は本当にそうだと思います。やはりこの計量制度というのは日本が世界に誇れる制度で、非常に優秀な校正とかできる組織や企業が日本にはたくさんあるので、そういうものが、特に今後発展途上するところなどに積極的に出ていくというようなことをこういうところに書くのはとてもいいのではないかと思います。どうもありがとうございました。

立入検査についてもご指摘、どうもありがとうございました。なかなかいろいろなものがあるのでここに詳細を書くのはちょっと難しいとは思いますが、大体こういう表現にさせていただいたと思うのですけれども、そういうことで、どうもありがとうございました。よろしいですか。

○田中（正）委員 どうもありがとうございました。

○高増部会長 ほかにご意見、ご指摘等ございますでしょうか。小林さん。

○小林委員　日本計量振興協会、小林と申します。29ページの件なのですが、いわゆる検定証印等の表示方法についてなのですけれども、短期的取組の中で○の「基準適合証印等」という名称を使われているのですが、これは意識的に「検定証印等」という用語ではなくて、基準適合証印というのはご存じのとおり検定証印の上にもう一つ枠囲いをして指定製造事業者が付す証印という形状で認識できるという形なので、これに関連して一番最後の「見直しに当たり整備する要件」の中で、「新しく制定する必要のある証印のデザインは」というのは具体的にはどういったことを想定されているのですか。今ある証印の形状を全部変えてしまっただけでやるのか、それとも指定検定機関等の枠組みを緩和して、そちらに対応する証印等をお考えになっているのかということ、ここはどういった範囲までを想定されているのかということですね。

○高増部会長　事務局のほうから。

○関野計量行政室室長補佐　事務局から回答させていただきます。ご指摘ありがとうございます。1番目の「基準適合証印等」はご指摘のとおりでございます。残り他意はございませんので、「検定証印等」に修正させていただきたいというふうに思います。2つ目のご質問でございますけれども、冒頭の説明で田中のほうから説明させていただきましたように、「新しく制定の必要のある証印のデザイン」と前回から修正させていただいておりますので、今回、指定検定機関が広く参入することによってこの検定証印、指定検定機関が付す証印について、デザインの変更の必要があれば公募によって決定をさせていただきたいというように今のところ考えてございます。

○田中計量行政室室長補佐　済みません、最初の1つ目の話なのですけれども、この「基準適合証印等の他の証印」ということで、検定証印と定期検査証印のほかの証印ということの1つの例として基準適合証印を出しています。ですので、ここはあえて基準適合証印と書かなくても、他の証印等というぐらいの意味合いでございます。以上でございます。

○高増部会長　このシールに関しては少し前回よりは控え目な書きぶりになっていると思うのですけれども、やはりそうパッと変えるというのは現実的ではないということでしょうか。

○小林委員　そうですね。実はおっしゃるとおり、今出回っているというか、使用されている検定証印というのは歴史的なものもあるのですけれども、具体的には非自動ばかりと、今度、自動ばかりに、大きな流れとしてはそういった計量器がターゲットになるのか

など思うのですけれども、実際に非自動はかりの検定証印の意味合いと定期検査の表示の意味合いというのがほかの計量器の有効期限のあるものとは少し異なっていて、現状ある非自動はかりの検定証印というのはかなり多くの台数が出回っています。それはずっともう、今回の改正でもプレート等は変更することは不可能かなと思います。有効期限のあるものについてはその期限、更新するときに証印を変更するというのはあり得るのですが、その辺はちょっと想定はしていないのですけれども、今回のターゲットとしては非自動はかりと自動はかり、そういった組み替えになるかなとは思っているのですけれども、はかりに関しては検定証印と定期検査証印の意味合いは違いますので、検定証印ははかりに関しては有効期間がない、定期検査の期間をもってはかりの制度を担保しているという形で運用されています。

○高増部会長 わかりました。どうもありがとうございました。自動はかりはこれからやるから、新しいのを3つやるということですか。

○田中計量行政室室長補佐 むしろ、非自動はかり、自動はかりという観点よりは、指定検定機関に民間事業者がより参入する、そちらのほうが意味合いとしては強いかと思えます。

○高増部会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○高増部会長 では、ほかに何かご指摘、ご意見、ございますでしょうか。

○田中計量行政室室長補佐 済みません、先ほど1点説明漏れをしておりました。先ほど第3章までと申し上げたのですけれども、その後に21の論点の表と、36ページに「おわりに」という文章もございます。こちらをあわせてもしご意見があればよろしくお願いを申し上げます。

○高増部会長 こちらも大きな修正はない。

○田中計量行政室室長補佐 そうです。

○高増部会長 34ページにもともと取り上げられた21の論点について方向性を短期的取組と中長期的取組にまとめたものがあって、最後に「おわりに」があって、その後は開催実績と委員名簿というふうになっているのですが、「おわりに」はここで議論されたこととか、もともと議論の前提となったこの審議の目的などを踏まえて書かせていただきました。これについても何かご指摘があればお願いいたします。

<意見なし>

○高増部会長 よろしいでしょうか。

では、一応一通り資料の2-1を見させていただいたことになるわけですがけれども、もう一度この答申全体について何か、案そのものではなくても、今後のやり方等についてもご指摘いただけることがあればお願いしたいと思いますけれども、何かご意見とかご指摘はございますでしょうか。どうぞ。

○田中（正）委員 私ども、計量証明のところ全体で特に意見というものではないですが、実は今気がついたので、25ページの上から8行目ぐらいですか、「また、最低設備等は、計量証明の実施可能な事業者を正しく条件付けするために必要である一方、過度な負担を避けるため、必要最小限とすべきである。また、数年に一度の定期的な見直しの仕組みを導入することが望ましい。」と書かれておいて、短期、中長期ともにそういうことを入れていくということが明記されていないのは実務的にちょっと難しいからなのか、何か法的な引っかかりがあるということなのですかね。

○高増部会長 ここにこう書いてあるのは……。

○田中（正）委員 それで、短期にも中長期にも今入っていないのに、読み直してふと思ったのですけれども、教えていただければと思います。

○田中計量行政室室長補佐 ご意見の趣旨は理解をいたしますが、まず今回、1回、最低設備の見直しを、それをまずやってからではないでしょうかというところが本音でございます。そこでやってみて、そこであわせて見直しも、数年に1回と書いていますが、その決める場でもって何年に一度ぐらいが適切であるとか、そういうこともあわせて議論をするのではないかというふうに考えております。

○田中（正）委員 ありがとうございます。

○高増部会長 わかりました。短期的取組の中にある「最低設備等について」というところの議論の中に含まれるということですか。

○田中計量行政室室長補佐 そうです。

○高増部会長 よろしいでしょうか。

○田中（正）委員 ありがとうございます。

○高増部会長 ほかに何か、全体的なところを含めて、ご指摘等ございませんでしょうか。

<意見なし>

○高増部会長　　よろしいでしょうか。

では、答申（案）のとりまとめですけれども、本日、議論、審議していただいた修正・追記等に関してははしかるべき修正を行います。また、確認とかについては部会長に一任させていただくことになった箇所については、私から事務局に指示をして適切に対応することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

＜異議なし＞

○高増部会長　　ありがとうございます。

先ほど最初にご説明があったようにこの内容については8月8日の計量行政審議会にて審議することとして進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

＜異議なし＞

○高増部会長　　では、一応本日の議題は予定より随分早くなってしまいますけれども、以上でございます。

その他がありますが、その他に関しても特に用意はしていませんということですが、きょうで基本部会は最後になりますけれども、何かご発言がありますか。せっかくですから、高辻さん。

○高辻委員　　非常に現状とかをよく認識して、将来を見据えた答申（案）をつくっていただきまして、どうもありがとうございます。産総研がやるべきことというのもたくさんございまして、この中で我々が意見をいったのは、産総研はもちろん頑張るのですけれども、産総研以外の国、関係団体の方もぜひ一緒に協力してやってほしいということをお願いして、その辺もちゃんと書き込んでいただきましたので、これから我々も頑張りますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○高増部会長　　ほかに何かご発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか、どうぞ。

○河村委員　　そもそも論みたいなことで質問なのですが、**「おわりに」**のところの最後のところに、ほかのところにこういう言葉が出てきているかどうか、**「おわりに」**の下から5行目に**「自主的な計量管理社会に向けた気運を醸成」**と書いてあるのですが、これが目的だと、何かほかのところで書かれておりますでしょうか。こういう言葉は**「はじめに」**にも書いていないのですけれども、これが大目標なのかと最後にちょっとびっくりしたのですけれども。この言葉はちょっと唐突な気がするのですが。

○田中計量行政室室長補佐　　ご指摘ありがとうございます。大目標という観点でいま

すとむしろ「おわりに」の前段、中段にある例えば「こうした」以降の「変化や発展に適応し、なおかつ国際的に一步先んじた計量制度の構築を目指すことが求められる。」こういったことが大目標でございます。それを目指すに当たっての1つの必要な要素ということで先ほどご指摘いただいた計量人材の育成、「自主的な計量管理社会に向けた気運を醸成する」ということで、大目標を達成するための1つの目標という位置づけにて記載をさせていただいております。

○高増部会長 私から、済みません。「計量管理社会」という言葉は何となく……。

○田中計量行政室室長補佐 ちょっと表現を変えたほうがよろしいでしょうか。

○高増部会長 いや、「管理」というところが余り強く出るのはという気がします。

○河村委員 私が気になったのは「自主的な」というほうで。

○高増部会長 「自主的な」のほうですか、そうですか。

○田中計量行政室室長補佐 もし適切な記載ぶり等ございましたらこの場で皆様からいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高増部会長 難しいかと思いますが、まあ計量人材を育成するということはすごく重要だと思います。

○河村委員 ここをちょっと読んでいて思ったのですけれども、「また」以下のところで、「信頼性を確保して、安全・安心の基盤として機能するため」と、「自主的な計量管理社会に向けた気運を醸成するため」と2つの目標が掲げられていて、「そのためには主体的な取組が最も肝要である」と結ばれています。ここでの2つの目標の1つが自主的な計量管理社会に向けた気運の醸成になっているのが、そんな大きな、安全・安心の基盤として機能するのと並ぶ目標として立てているのはちょっと気になるなと思ったのが最後の発言の理由です。

○田中計量行政室室長補佐 わかりました。ここの段落に限って申し上げますと、一番ここで伝えたいことは後半の計量関係機関・業界団体等による主体的な取組が最も肝要であるという、ここが一番重要なところでございます。先ほどご指摘いただいたとおりで、そのためとして2つの何々するためということの中で、特にこの「加えて」以降では計量人材を育成するところがむしろ重要なところでございます。やはり計量士という国家資格もございまして、計量士の活用ということは不可欠ということでございます。もしここで例えば修正意見があればいただければと思うのですけれども。

○高増部会長 だから、自主的な計量管理社会というのは主体的な取組のことなのだ

思うのですけれども、意図しているのは。でも、単に自主的な計量管理社会というと、我々が自主的に何かやらなければいけないというような、使用者とかそういう人のイメージもあるので、かといってどうするかといわれると困るのですけれども。

○戸谷委員　　よろしいですか。

○高増部会長　　はい。

○戸谷委員　　適正計量管理事業所制度に見られるように、自主的な計量管理の推進というのにキーがあると思います。それは前段のほうは主として技術的、行政的要請から、計量器の使用に伴う技術的、行政的規制というのが一面で強く出ていますね、計量法。その一方で自主的な計量管理、これは取引証明に限った話ではありませんので、これを推進していきましょうという制度が現行法には盛り込まれております。そのためには当然それを支える人材の育成も必要ですし、品質管理、さらにはコンプライアンスの一環としてこの取組を進めていく、そういう関係者の努力が必要であるというふうに私は理解します。したがって、「自主的な計量管理の推進に向けた気運」、このように修正していただければよろしいのではないかと思うところであります。

○高増部会長　　そのこと自体はいいと思うのですけれども、ただここに書かれている我が国の国民生活における取引の信頼性を確保して安全・安心というものと並べて書くとちょっと違和感があるという気は、自主的な計量管理という話は主体的な取組の中に多分入っているのですが、でもこう並べると我が国の国民生活で何か自主的な計量管理社会をやらなければいけないみたいな。

○萩原基準認証政策課長　　今のご指摘を踏まえたと、最初の「機能するため」の後、「加えて」を除きまして、「計量人材を育成し自主的な計量社会に向けた」、ここに「推進」を入れるかどうかは要検討ですけれども、「気運を醸成することを含めて主体的な取組が最も重要である」というふうにすればよろしいかと思いますが、そのようなイメージでよろしいですか。

○河村委員　　違和感の大きい意味は「自主的な」から始まって「社会」で終わっているところなのだと思うので、「社会」はまず使わないほうがいいのではと思います。また、部会長がおっしゃったように、並んでいる二つが目標として落差があると感じるので、私の意見としては、「機能するため」の後、計量関係機関・業界団体等による計量人材の育成等、主体的な取組が最も肝要であるとか、としてしまったらどうかと。

○高増部会長　　私も今のご意見に比較的賛成なので、目的として2つ並べるのではなく

て、後半のところは主体的取組の中に入れて書くというような、今、まあ「含めて」とかというような書き方もできると思うのです。だから、「ために」、「ために」ではなくて、「ために」の後に……、というようなことでよろしいでしょうか。具体的な文案については事務局と相談しまして、私のほうで確認させていただきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

<意見なし>

○高増部会長　では、本日をもって基本部会は最後なので挨拶に移りたいと思います。写真撮影は可といたしますので、よろしいでしょうか。

では、まず最初に私から僭越ですけれども、ご挨拶させていただきます。

もともと計量制度というのは日本が誇るすばらしい制度だと思っております。ただ、いろいろ変えていくべきところはあると思います。コストとか効率というような問題と公正性とか安全とかそういう問題を両立させながらやっていかなければいけないというので、その両立を担保するための技術として民間の技術を導入していくということと、新しい技術、IoTというのがすぐ出てきますけれども、そういうものを入れていくということとやっていきたいというのが多分この答申の言っていることだと思います。ただ、やはりこれを実現するためには結構課題があるということもこの議論でわかってきて、私、特に心配しているのは最後に出た人材というところが1つで、なかなか今の世の中、商売につながらないところでいい人材を確保するというのが難しくなっているの、そこはちょっと我々の努力が必要です。

それから組織的な問題がもう一つあって、やはり都道府県とか、先ほど「計量団体」という言葉もありましたけれども、ここにご参加されている国とか独立法人とかそういう団体、それから産業界、工業会等の組織が有機的にうまくやっていると、ここで提案したことが実践できないかということが一番の危惧ですので、これから関係各者がうまく有機的に団結してこういうことを進めていきたいと思っております。

今回はどうもありがとうございました。

では、萩原課長よりご挨拶をお願いいたします。

○萩原基準認証政策課長　3回にわたりましてご議論いただきまして、本当にありがとうございました。まずは高増部会長をはじめ委員の方々には非常に建設的な議論、1つ1つパラグラフでやる審議会というのは経済産業省も大変少なくなっているのですけれども、非常に精密な議論をいただきまして、本当に短期間ではございますけれども、非常

に濃い議論をいただいたと考えております。

今回の答申（案）につきましては3つの視点でとりまとめさせていただいたわけですが、今後、8月8日の計量行政審議会について審議をお諮りするという運びにさせていただくということになって、本当にありがとうございます。

計量制度は先ほど部会長からもございましたけれども、非常に国民生活と密接に連携をしている、それから経済活動に非常に緊密に接しているような制度でございますけれども、いかにせん技術の進歩というのは進むわけでございまして、10年に1度ということをつもりはありませんけれども、ときどきやはり技術的なチェックをしないと技術進歩に応じた制度にならないというところを改めて実感したわけでございまして、計量行政審議会自身がiPadを使ったのも初めてでございますので、これ自身もある種の技術の進歩に対応した審議になったと思っておりますが、これから、計量行政審議会に答申をいただいた後はでございますけれども、私ども事務方といたしましても、今、部会長からございました人材の話、それから制度を実行するための担保というものをしっかりとやっていかないといけないということで、今回も民間事業者の参入の促進という視点は加えましたけれども、政府としての責任というのは全く変わっておりませんので、しっかりと制度を実行に移すということをここで申し上げさせていただいてお礼の言葉にかえさせていただきます。3回の審議、ありがとうございました。

○高増部会長　　どうもありがとうございました。

では、最後に事務局から今後のとりまとめ等についてお願いいたします。

○吉岡計量行政室長　　今後でございますけれども、本日ご審議いただきました答申（案）につきましては、ご議論、ご審議いただいた点を踏まえまして修正をするべきところは適切に修正して、部会長と相談の上、文案についてまとめたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

とりまとめました答申（案）でございますけれども、8月8日に開催の予定になっております計量行政審議会に提案をしたいと思っております。3回にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○高増部会長　　では、以上をもちまして計量行政審議会基本部会を閉会いたします。

委員の皆様には3回にわたって熱心なご審議をいただき、どうもありがとうございました。

——了——

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話:03-3501-1688

FAX : 03-3501-7851